

不動産売却金		不動産取得金	
株式配当			
株式売却金		株式取得金	
		信託報酬	360,000
		信託監督人報酬	240,000
その他収入		その他費用	
合計	18,000,000	合計	3,000,000

不動産については、1棟ごとに主要な収入・支出を分けて記載した方がよいでしょう。もちろん「損益計算書」を作成することは構わないですし、むしろ推奨されるでしょうが（信託37②）、それは法律や会計の専門家ではない個人の受託者にとっては負担になることもありますから、主に家族間で少数の財産を管理ないしは単純な処分だけする信託であるのならば、収支計算書で必要かつ十分であると思われます。あるいは税理士等に第三者委託をしてもよいでしょう。

○信託事務報告書

信託事務報告書

信託の期間　自　平成30年1月1日
 　　至　平成30年12月31日
 　　作成　平成31年1月10日
 　　作成者　信託受託者　○○○○　㊞

不動産の取得売却に係る特記事項

不動産	日付	所在等明細	取得・売却金等
不動産の取得	なし		
不動産の売却	なし		

不動産の賃貸借に係る特記事項

賃借人	開始	終了	留意事項
○○○○	信託開始日前	平成30年1月20日	賃料滞納解約
○○○○	平成30年2月20日		

不動産の賃料の改定等に係る特記事項

不動産	日付	特記事項
不動産1	なし	
不動産2	なし	

不動産の管理に係る特記事項

不動産	日付	内容	費用
不動産1	平成30年3月20日	外壁塗装	2,200,000円
不動産2	平成30年4月20日	漏水修理	800,000円

その他大口収入（財産増加）・支払（財産減少）等の特記事項

収入（財産増加）		支払（財産減少）	
内容	金額	内容	金額
なし		なし	

信託は財産管理を目的とすることから、受託者の事務は何らかの金銭の移動を伴うものと思われます。それらの記録は預金出納帳、現金出納帳で足りますが、賃貸不動産は通常重要な信託財産であり、そこからあがるキャッシュフローもまた受益者にとって重要な信託配当原資であることから、賃貸不動産については、関連するキャッシュフローだけでなく、その前提となる賃貸状況、管理状況は、別途格別な報告が必要であると思われます。

委ねられており検討が必要です（その他参考判例として、東京高裁平成11年12月21日判決（判タ1037・175）、高松高裁平成22年8月30日判決（判時2106・52）などがあります。）。

（2）遺言及び遺言執行者との関係

死後事務委任契約の前後に遺言が作成されており、当該遺言が死後事務委任契約と抵触する場合の優劣に関しては特に留意が必要でしょう。すなわち、例えば遺言により特定の財産を相続する者がある一方、死後事務委任契約により、相続人以外の者（家政婦や施設など）に対して当該財産を交付することが定められた場合などです。社会的に相当な範囲の謝礼金であれば別段、そうでなければ、法が死後の財産に関しては原則として遺言による処分を想定していることからすると、相続法の趣旨を潜脱する内容の死後事務委任契約は、後の紛争可能性を考えると控えるべきと考えます。

なお、第3章 条項例 第21条1項ただし書、第4章 条項例 第18条1項ただし書では、遺言に別段の定めがある場合は遺言によるとして、遺言を優先する旨の条項となっています。

また、遺言による死後事務の依頼（例えば葬儀）は、「遺言の法定事項ではないので、遺言執行者は遺言として執行することはできない」とされています（片岡武ほか著『家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務〔第2版〕』603頁（日本加除出版、2014））。この場合は、遺言とは別に葬儀に関する死後事務委任契約を締結する必要があります。

◆死後事務委任契約書（アウトライン）

死後事務委任契約書

委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり契約を締結する。

第1条（契約の趣旨）

第2条（委任者の死亡による本契約の効力）

第3条（委任事務の範囲）

〔第4条（委任事務の詳細）〕

第5条（預託金の授受）

第6条（費用の負担）

第7条（報酬）

第8条（契約の変更）

第9条（委任者からの解除）

第10条（受任者からの解除）

第11条（契約の終了）

第12条（預託金等の清算）

第13条（報告義務）

第14条（守秘義務）

平成〇年〇月〇日

委任者（甲）

住 所 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

受任者（乙）

住 所 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（注） 第4条は、第3条との関係により適宜掲載します。

条項例

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

契約の趣旨には、この契約が死後事務の委任契約であることを明記します。

第2条（委任者の死亡による本契約の効力）

甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である

甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

前掲の最高裁平成4年9月22日判決（金法1358・55）及び差戻審である高松高裁平成5年6月8日判決（平4（ネ）339）においても示されたとおり、委任者の死亡によっても委任契約を終了させない旨の合意、そして委任者の相続人の契約解除（民法651条1項による解除）によっては同委任契約が終了しない旨の合意は有効ですので、当該合意をしたことを記載することが重要となります。

なお、後者の合意については、本条では「本契約上の権利義務を承継する」としか定めていませんので、その具体的な内容を別途定める必要があります（第9条参照）。

第3条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

- (1) 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、年忌法要、永代供養に関する事務
- (2) 親族等関係者への連絡事務
- (3) 医療費、老人ホーム等の施設利用料等の清算事務
- (4) 家財道具や生活用品の処分に関する事務
- (5) 別途締結した任意後見契約の未処理事務
- (6) 行政官庁等への諸届け事務
- (7) 以上の各事務に関する費用の支払

死後事務委任契約によって委任する事務の範囲を定めます。ここに定める内容が契約の中核となりますので、委任者と受任者がよく協議をした上で、内容を定める必要があります。なお、死後事務を処理するためには費用がかかることが予想されますので、本条項例7号のように、この費用の支払事務も委任しておくべきでしょう。

項目を定めるだけで処理すべき事務の内容がある程度明確になるもの（本条項例3号など）もあれば、項目だけでは処理すべき事務の内容が明確にならないもの（本条項例1号など）、さらには委任者が具体的な処理方法の希望を有するものもあります。特に後二者については、別途、その詳細を定める必要があります（第4条参照）。

【他の委任事務の範囲の例】

- ・墓石建立に関する事務

- ・公共サービス等の名義変更、解約、清算に関する事務
- ・家賃、地代、管理費等の支払事務及び敷金、保証金等の受領事務
- ・賃借する家屋の明渡しに関する事務
- ・相続財産管理人の選任の申立てに関する事務
- ・ペットの施設入所手続に関する事務
- ・ソーシャル・ネットワーク・サービスのアカウント（以下「SNSアカウント」という。）の処分に関する事務

委任者の希望に応じて、委任事務の範囲の定め方は多種多様なものが考えられます。

希望する施設にペットを入所させることや、SNSのアカウントの閉鎖などの事務については、近時その重要性が増しているように思われます。

〔第4条（委任事務の詳細）〕

第3条に定めた事項のうち、さらに詳細に事務処理の方法を定めたい場合には、下記の例のように、これを明記する必要があります。

【通夜、告別式の方法等を定める場合】

第4条（通夜、告別式）

- 1 第3条第〇号の通夜及び告別式は、次の寺に依頼するものとする。

寺名 ○○寺

所在地 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

連絡先 ○○一〇〇〇〇一〇〇〇〇

- 2 前項に要する費用は、金〇万円を上限とする。

通夜、告別式について依頼したい寺が決まっている場合には、これを指定します。同じ名称の寺が複数存在する場合もあるので、所在地や連絡先について明記しておくことが望ましいです。

また、後日相続人等と争いが生じることを避けるためにも、合理的な範囲で費用の上限金額を定めておくとよいでしょう。

なお、納骨や埋葬、永代供養についても、依頼したいお寺が決まっている場合は同様の定めになります。

【親族等関係者への連絡方法等を定める場合】**第4条（親族等関係者への連絡）**

第3条第〇号の連絡は、甲が死亡した場合に、甲があらかじめ指定する者に速やかに連絡するものとする。

亡くなった事実を連絡してほしい先がある場合には、これを指定します。

あらかじめ決まっている場合には氏名（名称）、住所（所在地）、連絡先を明記してもよいですし、明記したくない場合やまだ決まっていないような場合には上記条項例のように定めても構いません。

なお、通常は親族には連絡をすることになりますので、親族への連絡が不要な場合には、これを明記した方がよいでしょう。

【ペットの施設入所手続について定める場合】**第4条（ペットの施設入所）**

1 第3条第〇号のペットの施設入所手続は、次の施設に依頼するものとする。ただし、入所期間は終身とする。

名 称 ○○○○

所在地 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

連絡先 ○〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

2 前項に要する費用は、金〇万円を上限とする。

ペットを飼っている場合、自らの死後の世話について大きな懸念事項となりますので、ペットの施設入所手続について定めることが望ましいでしょう。なお、入所期間についてはペットが死ぬまで（終身）とするのが無難です。

【SNSアカウントの削除について定める場合】**第4条（SNSアカウントの削除）**

1 第3条第〇号のSNSアカウントの処分は、甲が登録しているSNSアカウントについて、乙がこれを削除するものとする。

2 前項のSNSアカウントの削除のために必要となるログインID、パスワード等の各種情報について、甲は、乙に対し、あらかじめこれらの内容を教示する。

○財産管理に関するライフプランノート

○財産管理に関するライフプランノート

第1 基礎情報について

この「財産管理に関するライフプランノート」を使用する上では、事前に、「基礎情報に関するライフプランノート」を使用し、依頼者の基礎情報を取得してください。

第2 依頼者の現在の収支状況について

1 依頼者の定期的な収入について

- 収入なし
 収入あり

＜内訳＞

種別	公的年金	私的年金	公的給付	給与	役員報酬
月額(円)	○	○			○
支払元	○○	○○			○○

種別	自営収入	不動産収入	婚姻費用分担金	親族からの扶養	その他
月額(円)					
支払元					

特記事項（支払元の連絡先や今後の支払期間などを記入）

○年に同族会社の役員を退任予定。その後の収入は公的年金と私的年金のみとなる見込み。

2 依頼者の定期的な支出について

- 生活費 月額相当額小計 ○ 円

<内 訳>

種 別	賃 料	医療費	福祉サービス
月額(円)	○	○	
支払先	○○ (地主)	○○	

種 別	生活費	生命保険料	損害保険料
月額(円)	○	○	
支払先	○○	○○	

種 別	借入金等の返済	婚姻費用分担金・扶養料	その他
月額(円)			
支払先			

特記事項（支払先の連絡先や今後の支払期間、居宅不動産が賃貸物件の場合は賃貸期間や更新条項の有無などを記入）

賃貸人（地主）連絡先 ○○一〇〇〇〇一〇〇〇〇

賃貸期間 ○年○月まで、○年毎更新

通院先病院 ○○病院 主治医○○医師

税金・社会保険料等 月額相当額小計 ○ 円

(内訳・昨年度実績からの月額相当額を記入)

種 別	所得税	固定資産税	住民税
月額(円)	○	○	

種 別	消費税	社会保険料	その他
月額(円)		○	

第3 依頼者の意向について

1 依頼者が財産管理を希望される理由について

将来、判断能力が低下した際に財産を管理して欲しい。

心身の状態の低下により、現時点で自分で財産を管理することに不安があるの

で財産管理をして欲しい。

- 自分が判断能力が低下したり、亡くなった場合に下記の者のために財産を管理して欲しい。
- 配偶者 子（氏名 ）、続柄 ）
 父 母 兄弟姉妹（氏名 ）、続柄 ）
 その他（氏名 ）、続柄 ）

2 財産管理の状況について

依頼者の現時点での財産の管理状況について

- 自分で管理している。
 下記の者に事実上管理してもらっている。

住所

氏名

連絡先

続柄

- その他（ ）

3 依頼者の財産管理の開始時期についての意向について

- 判断能力があるうちは自分で管理したい。
 現時点で財産管理に不安があるので管理を開始して欲しい。
 その他（ ）

4 依頼者が、現時点で管理を希望される財産について前記資産・負債目録にそってチェック（記入）する。

① 流動資産

前記資産・負債目録中の

- 現金
 預貯金（目録中の番号：○○ ）
 保険（目録中の番号：○○ ）
 有価証券（目録中の番号： ）
 その他の資産（目録中の番号： ）

② 不動産

前記資産・負債目録中の

- 土地（目録中の番号：○○（借地権） ）
 居宅（目録中の番号：○○ ）

5 依頼者が、管理行為として何処までの事務を希望されているのかについて

- 現金、預貯金の通帳の保管、証書類の保管、賃料の収受等管理の対象となる財産の保存、管理（財産の改良及び財産の同一性を害さない範囲における変更を含む）
- 管理の対象となる財産についての変更及び処分

6 財産を管理するにあたり、依頼者が特に留意して欲しいと考えている事項（将来売却を希望されている財産の有無等）があれば記入する。

自宅での独居生活が困難になったときは、眺めのよい老人ホームに入居したい。その場合、自宅建物及び借地権は、地主に買い取ってもらうか、第三者に譲渡してよい。

以 上